**介護予防・日常生活支援総合事業　指定第１号事業にかかる申請要領**

**（令和６年３月31日で指定有効期間が終了する事業所の指定更新）**

**●くすのき広域連合において指定第１号事業の指定を受けている事業所について**

令和６年３月３１日までにくすのき広域連合において介護予防・日常生活支援総合事業の指定第１号事業の指定を受けている事業所は、当該有効期間終了までは守口市長から指定を受けたものとみなします。当該事業所が指定有効期間満了後も事業を継続する場合は、更新申請として取扱います。

**●指定有効期間が令和６年３月31日までの事業所の指定更新手続きについて**

指定有効期間が令和６年３月31日までの事業所について、対象事業者数が非常に多く、通常の申請期間内に手続きが完了しないおそれがあるため、更新申請の受付期間を通例より前倒しで行います。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和６年４月１日以降は、守口市が指定権者となり、守口市がおこなう指定の効力は、守口市の被保険者へのサービス提供に限られます。門真市及び四條畷市及びその他の市町村の被保険者にサービスを提供するときは、それぞれの市町村での指定（更新）申請が必要となりますので、各市町村へお問い合わせください。

**●申請の流れ**

１　更新書類の提出

下記の提出書類を下記のメールアドレス宛に**メール**により提出します。

※メールの送付時、**件名は『【貴事業所名】令和６年４月１日付総合事業更新申請の提出について』**としてください。また本文内には必ず担当者名と電話番号を記載してください。

※メール到着後１週間以内に到着確認メールをお送りします。１週間経過しても到着確認メールが届かない場合は、不着の可能性がありますのでお電話にてお問合せください。

※原則メールでの提出ですが、メールでの提出が困難な事業所は書面での提出も可能とします。ただし提出時の点検等は行いません。書類の補正等の連絡は原則メールで実施しますので、連絡の取れるメールアドレスを別途お知らせください。

２　書類の補正

申請書類等を確認後、補正があれば提出期限を付してメールにてお知らせします。申請者は指定の箇所を補正し、改めて申請書類等の提出をおこなってください。なお、不備がある状態では申請は受理されておりませんのでご注意ください。

３　手数料の納付

補正等が完了した申請書が提出されたら、本市より手数料に係る納付書を交付しますので、期日までに指定金融機関（郵便局を除く）の窓口でご納付ください。手数料納付後は、領収書の写し（写真、スキャナ等で取り込んだ画像）をメールにて送付してください。

４　指定結果通知

令和６年４月１日以降の指定結果通知は、令和６年４月１日以降に守口市長名で交付します。到着まで少しお時間を要しますのでご了承ください。

●提出書類

□ 申請書（様式４号）

□ 付表１（訪問型サービス）または付表２（通所型サービス）

□ 別添（付表に付属）

□ 誓約書

※現在の届出内容に変更がある場合は「くすのき広域連合」に変更届を提出する必要があります。

●提出期限

**令和５年11月１日～11月30日**

※短期間に相当数の事業者の申請が見込まれます。提出期限を過ぎると令和６年４月１日時点での決定が間に合わない可能性がありますのでご注意ください

問い合わせ・提出先　：　守口市高齢介護課　指定担当

メールアドレス　　　：　**Mori\_kaigo@city-moriguchi-osaka.jp**

※事業所の指定に係るお問い合わせは、Q&A等を確認の上、全てメールにてお願いします。また返信にはお時間がかかりますことをご了承ください。電話回線、職員数ともに限りがあります。市民対応に支障をきたす恐れがあるためご協力お願いします。窓口来庁でのご質問もご遠慮ください。

※メールの不着に関するお問い合わせのみ06-6992-1610までお願いします。